

政府も進める 仕事と生活の調和

＝職員室で、方法を話し合ってみよう＝

昨年4月1日から、民間に合わせ、国家公務員の1日の勤務時間が15分短縮されて7時間45分になりました。しかし、学校は、世間の趨勢に反して、勤務時間の短縮どころか慢性的な超過勤務が当たり前の状態になっています。

面倒だと言わないで、職員室で「早く帰れるように工夫しようよ」「この書類は簡略でよかったのよね」等と、仕事の仕方などについて話し合ってみませんか。そうでないと、今ある休暇すら使うことが難しくなってしまいます。

例えば…【結婚・妊娠・出産・子育て・介護に関する休暇】(抜粋)

生活の出来事	該当する制度 (休暇・休業など)	内容(休暇・休業の期間など)	2011.04.01
婚 婚	結婚休暇	7日以内の期間です。	
妊 娠	妊娠通院休暇	妊娠の経過月数に応じて、取得できます。	
	妊娠障害休暇	16日の範囲内で必要な時間・日数です。	
	妊娠通勤緩和休暇	1日を通じて1時間の範囲内です。	
	職免での休息・補食	勤務時間中に、職免で、ちょっと休んだり・食べたりできます。	
	代替者の配置	妊娠中の「体育指導」と「養護教員の校外学習」に代替者の配置があります。	
出 産	産前・産後の休暇	産前・産後を合わせて16週間です。	
	配偶者出産休暇	3日以内の期間です。	
	男性職員の 育児参加休暇	妻が出産する場合に、当該出産に係る子又は小学就学前の子を養育するため、5日以内の期間です。	
子育て 介護	育児休業	子が満3歳に達する日まで取得できます。	
	育児時間	子が満1歳6カ月まで、1日2時間以内です。	
	部分休業	子が小学校就学前まで、1日2時間以内です。	
	育児短時間勤務	子が小学校就学前まで、週20～25時間の勤務を4つのパターンから選択できます。	
	看護休暇	看護の場合…小学生までの子に、「5日又は3日+α」です。 介助等の場合…配偶者・父母・義父母につき取得できます。	
	介護休暇	子・父母などの親族が、1週間以上、介護を要する状態になった時に取得できます。	
	短期介護休暇	配偶者・父母・子等が2週間以上日常生活に支障がある場合に、1年度内5日まで取得できます。	
	勤務時間の配慮	育児・介護中の人には、勤務時間への配慮がありません(深夜・時間外勤務の制限)。	

支え合い、つながりあうこと 

「ゆきとどいた教育」「安心できる暮らしや職場」「平和で豊かな社会」、教職員の誰もが願っていることです。その願いを実現するためには、職員室で声をかけ合い、支え合い、つながりあって、そして学校を越えて、私たちの声を大きくしていく必要があります。あなたも県教組に加入し、つながりあいませんか。困った時、本音で気軽に相談できる人がたくさんできます。

横につながる仲間になりませんか？



1. 群馬県教職員組合とは

設立は1946年（昭和21年）です。前橋市大手町の群馬県教育会館4階に本部事務所があり、県内各地に支部を持っています。上部団体は、日教組（日本教職員組合）で、労働団体としては「連合」（日本労働組合総連合会）に加盟しています。

2. 主な活動

- ①教育条件・労働条件改善のとりくみ（30人以下学級の推進、多忙化の解消など）
- ②学習会開催などのとりくみ（教育研究集会や各種の学習会、平和学習ツアーなど）
- ③レクレーションなどのとりくみ（尾瀬ハイク、観劇ツアー、スポーツ観戦ツアーなど）
- ④子どもが参加するとりくみ（尾瀬での環境学習、ヒロシマでの平和学習）

3. 親身な仲間ができます

- ①親身な仲間ができ、悩みを解決できます。本部・支部に気軽に相談できます。
- ②学習会などに旅費付で参加でき、教職員としての力がつきます（行き先は全国各地）。
- ③県教組主催の各種ツアーやレクレーションに、格安で参加できます。
- ④希望の人事の実現にみんなで努力します。 等々。

4. 加入

原則として、県内の公立学校に勤務する教職員に加入資格があります。採用形態（正規・臨時の違い）は問いません。加入脱退は年度の途中もOKで、いつでもできます。

5. 組合費の額

右の表は、2010年度から導入された「統一組合費」（抜粋）です。教員は、22歳・4000円でスタートし、年齢が1歳増えるごとに100円アップし、52歳・7000円で上限になります
※事務・栄養職員は、教員の額から300円減じた額、臨時採用教職員の組合費は、年齢・職種に関わりなく月額1,000円です。

統一組合費（教員の場合）		
年齢	月額	備考
22歳	4000円	組合加入月より1年間、月額2000円割引きます。
30歳	4800円	
40歳	5800円	
52歳	7000円	

6. 組合費の使途

下記は、組合費の主な使途です。1年間の予算は、一般会計（平常の組合業務に関する会計）で、1億2千4百万円ほどです。

- ①個々の活動に直接必要な費用（参加者の旅費、会場費、講師の費用、印刷代など）
- ②専従スタッフ（役員・書記）のための費用（給与・諸手当など）
- ③事務所の維持費用（家賃、光熱費、電話代、コピー機・パソコンのリース代など）
- ④全国の教職員や地域の人と共に活動する費用（日教組や連合群馬の負担金など）

群馬県教職員組合（略称：県教組） 〒371-0026 前橋市大手3-1-10 群馬県教育会館内

Tel.027-231-1151 FAX027-234-1294 gunma@gtunet.com